

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する 省令（仮称）案に関する意見募集について

平成29年12月1日
厚生労働省老健局老人保健課

この度、厚生労働省では、平成30年度の介護報酬に係る改定と併せて、社会保障審議会介護給付費分科会での議論を踏まえ、関係省令の所要の改正を予定しております。つきましては、別紙について、下記のとおり御意見を募集いたします。

また、御意見に対して個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

記

1 御意見募集期間

平成29年12月1日（金）～ 平成29年12月30日（土）（必着）

2 御意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。電話での受付はできませんので御了承ください。

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省老健局老人保健課企画法令係宛て

(3) FAXの場合

FAX番号 03-3595-4010
厚生労働省老健局老人保健課企画法令係宛て

3 御意見の提出上の注意

提出していただく意見は日本語に限ります。個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。

また、お寄せいただいた内容については、氏名（法人名）・住所（所在地）を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。